

総合科学技術・イノベーション会議組織図

資料2

総合科学技術・イノベーション会議

科学技術に関する基本的な政策の調査審議
予算・人材等の資源配分方針等の調査審議
国家的に重要な研究開発の評価
イノベーション創出に関する環境整備等の調査審議

経済財政諮問会議

経済財政政策に関する重要事項についての調査審議
経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議

基本計画専門調査会 (H26.10.22 ~)

科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国内外の情勢を踏まえて、科学技術の振興に関する基本的な計画について調査・検討を行う。

科学技術イノベーション政策推進専門調査会 (H23.8.11 ~)

- 個別テーマとしてヨコのテーマ（主に第5期基本計画の4章、5章）を扱う。
- 科学技術イノベーション政策を俯瞰する視点から、中期計画である基本計画の推進とフォローアップ、毎年度の科学技術イノベーション総合戦略の策定とフォローアップ等を行う。

重要課題専門調査会 (H25.9.13 ~)

- 個別テーマとしてタテのテーマ（2章、3章）を扱う。
 - 専門調査会の下に戦略協議会・WG等を設置し検討
- エネルギー戦略協議会、次世代インフラ戦略協議会、新産業戦略協議会、農林水産戦略協議会
- 環境WG、地域における人とくらしのWG、エネルギー・環境イノベーション戦略策定WG、システム基盤技術検討会、ナノテクノロジー・材料基盤技術分科会

各協議会等の座長、副座長クラスの有識者は専門調査会委員を兼任

生命倫理専門調査会 (H13.1.18 ~)

- 生命科学の急速な発展に対応するため、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第4条第3項に基づく特定胚の取扱いに関する指針の策定等の生命倫理に関する調査・検討

評価専門調査会 (H13.1.18 ~)

- 評価のためのルール作り
- 国家的に重要な研究開発の評価

経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会 (H28.6.9 ~)

- 民間資金の活用を始めとする活性化策、基盤的な制度改革
- 政策の「見える化」、エビデンスに基づくPDCAサイクルの確立
- 科学技術イノベーションの将来像を踏まえた経済活性化、歳出効率化

経済財政諮問会議と合同で設置・開催

総合科学技術・イノベーション会議

1. 機能

内閣総理大臣及び内閣を補佐する「知恵の場」。我が国全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行う。平成13年1月、内閣府設置法に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置(平成26年5月18日までは総合科学技術会議)。

2. 役割

- ① 内閣総理大臣等の諮問に応じ、次の事項について調査審議。
 - ア. 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策
 - イ. 科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の方針、その他の科学技術の振興に関する重要事項
 - ウ. 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項
- ② 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発を評価。
- ③ ①のア. イ. 及びウ. に関し、必要な場合には、諮問を待たず内閣総理大臣等に対し意見具申。

3. 構成

内閣総理大臣を議長とし、議員は、①内閣官房長官、②科学技術政策担当大臣、③総理が指定する関係閣僚(総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣)、④総理が指定する関係行政機関の長(日本学術会議会長)、⑤有識者(7名)(任期3年、再任可)の14名で構成。

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員

(議員は、両議院の同意を経て内閣総理大臣によって任命される。)

[関係行政機関の長]



久間和生議員
(常勤)



原山優子議員
(常勤)



上山隆大議員
(常勤)



内山田竹志議員
(非常勤)



橋本和仁議員
(非常勤)



小谷元子議員
(非常勤)



十倉雅和議員
(非常勤)



大西隆議員
(非常勤)

元三菱電機
(株)常任顧問

(H27.3.1～H30.2.28)
(初任:H25.3.1)

元東北大学教授

(H27.3.1～H30.2.28)
(初任:H25.3.1)

元政策研究大学院
大学教授・副学長

(H28.3.6～H31.3.5)
(初任:H28.3.6)

トヨタ自動車(株)
代表取締役会長

(H27.3.1～H30.2.28)
(初任:H25.3.1)

国立研究開発法人
物質・材料研究機
構理事長

(H27.3.1～H30.2.28)
(初任:H25.3.1)

東北大学教授兼原
子分子材料科学高
等研究機構長

(H28.3.6～H31.3.5)
(初任:H26.3.6)

住友化学(株)
代表取締役社長

(H28.3.6～H31.3.5)
(初任:H28.3.6)

日本学術会議
会長

○ 生命倫理専門調査会の業務

生命科学の急速な発展に対応するため、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第4条第3項に基づく特定胚の取扱いに関する指針の策定等生命倫理に関する調査・検討を行う。

[引用：専門委員及び専門調査会の設置について】

(一部改正：平成26年5月23日 総合科学技術・イノベーション会議)

○ 生命倫理専門調査会に関する法令等

(1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律

(平成12年12月6日法律第146号)

(指針)

第四条

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

(2) ヒトES細胞の樹立に関する指針

附則

(指針の見直し)

第四条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、ライフサイエンスにおける研究の進展、社会の動向等を勘案し、必要に応じてこの指針の規定について見直しを行うものとする。

2 前項の見直しは、総合科学技術・イノベーション会議の意見に基づき行うものとする。

(3) ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針

附則

(指針の見直し)

第五条 文部科学大臣は、ライフサイエンスにおける研究の進展、社会の動向等を勘案し、必要に応じてこの指針の規定について見直しを行うものとする。

2 前項の見直しは、総合科学技術・イノベーション会議の意見に基づき行うものとする。

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

項について、会議に諮問することができる。

第三目 総合科学技術・イノベーション会議

（所掌事務等）

第二十六条 総合科学技術・イノベーション会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。

三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。

四 内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議すること。

五 第一号に規定する基本的な政策並びに第二号及び前号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号の一までに掲げる事務を掌理するもの（以下「科学技術政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一項に規定する基本的な政策並びに同項第一号及び第四号に規定する重要な

3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、科学技術政策担当大臣に対し行うものとし、科学技術政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要な事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べることができる。

第二十七条 会議は、議長及び議員十四人以内をもつて組織する。

（組織）

第二十八条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4 科学技術政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、科学技術政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

（議員）

第二十九条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣官房長官
二 科学技術政策担当大臣
三 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 法律で国務大臣をもつてその長に充てる」ととされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五 前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

六 科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、必要があると認めるときは、第二十七条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第六号に掲げる議員の数は、第一項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

4 第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。

(議員の任命)

第三十条 内閣総理大臣は、前条第一項第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

2 前条第一項第六号に掲げる議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる議員を任命することができます。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られない

ときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

(議員の任期)

第三十一条 第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

3 第一項の議員の任期が満了したときは、当該議員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(議員の罷免)

第三十二条 内閣総理大臣は、第二十九条第一項第六号に掲げる議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号に掲げる議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができます。

(議員の服務)

第三十三条 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員（同項第五号に掲げる議員については、一般職の国家公務員であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(議員の給与)

第三十四条 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員の給与は、別に法律で定める。

(資料提出の要求等)

第三十五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるとときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に關し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十六条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、会議の組織、所掌事務及び議員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

総合科学技術・イノベーション会議令

(平成十二年政令第二百五十八号) (抄)

(専門委員)

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術・イノベーション会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(専門調査会)

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。

ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(庶務)

第三条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

(雑則)

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮つて定める。